

平成26年度 佐賀県再生可能エネルギー等導入促進事業  
募集要項

【ステージ2、3】追加募集版

1 目的

佐賀県再生可能エネルギー等導入促進事業実施要領に基づき、再生可能エネルギー等の事業化に向けた技術開発や実証実験への支援を希望する事業者等を募集します。

2 定義

この要項において、「再生可能エネルギー等」とは、佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例第2条で規定されるエネルギーのうち、太陽光を除くものとします。

3 支援対象事業

段階的にステージを分け、それぞれのステージ毎に募集します。

【ステージ1 技術開発支援】

佐賀大学海洋エネルギー研究センター（IOES）など県内の先導的な研究施設を活用した研究や、県内企業への波及効果が見込める以下の技術開発

- (1) 再生可能エネルギー資源からの燃料製造及びエネルギー利用技術
- (2) 電極素材または水素吸蔵素材の貯蔵、輸送に関連する技術
- (3) 熱エネルギー利活用技術
- (4) 新エネルギー・省エネルギーを組み込んだ分散型エネルギーシステムに関連する技術
- (5) 県内の技術を活かしたその他の技術

【ステージ2 実証実験】

県内に普及が進んでおらず、他地域への波及モデルとなる先導的な設備導入事業（県内企業の有する技術やノウハウを取り入れていること及び県内への設備導入を条件とします。）

【ステージ3 事業化支援】

県内に再生可能エネルギー等供給設備の設置を目指す事業者が、当該設備の設置及びそれを前提として行う現地調査等

#### 4 支援の実施方法

##### 【ステージ1 技術開発支援】

佐賀県再生可能エネルギー等導入促進事業実施要綱、同実施要綱細則及び同委託契約書により、県との委託契約により実施します。

##### 【ステージ2 実証実験】及び【ステージ3 事業化支援】

佐賀県再生可能エネルギー等導入促進事業費補助金交付要綱により、補助事業として実施します。

#### 5 応募資格

- (1) 契約事務や事業成果の報告等を行うことができる民間企業、団体、地域関係者による協議会等（市町村が実施主体となる事業は対象外とします。【ステージ1 技術開発支援】については、大学、公設試験研究機関及び研究開発実績を有する個人なども含みます。）
- (2) 前項に掲げる者で、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 6 対象経費

機械装置等費、労務費、その他経費（消耗品費、旅費、外注費、諸経費）、委託費

#### 7 事業期間

##### 【ステージ1 技術開発支援】

契約締結日から平成27年2月28日まで

##### 【ステージ2 実証実験】及び【ステージ3 事業化支援】

交付決定日から平成27年3月16日まで

## 8 委託額・補助率、採択予定件数

### 【ステージ1 技術開発支援】

定額（1件あたり20,000千円以内）

採択予定件数：1件

### 【ステージ2 実証実験】及び【ステージ3 事業化支援】

1/2以内（1件あたり10,000千円以内）

採択予定件数：2～3件程度

## 9 応募方法等

### (1) 応募方法

この要項に規定する提案書に必要事項を記載し、県新エネルギー課へ5部（正1部、副4部）提出してください。

### (2) 募集期間

#### 【ステージ1 技術開発支援】

平成26年4月21日（月曜日）から平成26年5月16日（金曜日）まで（17時必着）

#### 【ステージ2 実証実験】及び【ステージ3 事業化支援】

平成26年4月21日（月曜日）から平成26年6月2日（月曜日）まで（17時必着）

### (3) その他

- ・提出書類は、全てA4版の用紙とし、通しページを付してください。
- ・応募に要する費用は応募者の負担とします。
- ・手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## 10 選定

- ・要件等の審査を行った後、一次審査として書類選考を行い、二次審査としてプレゼンテーションによる審査を行い、採択案件を選定します。
- ・採択については、事業の必要性、将来性、具体性、新規性、実現可能性、他地域への波及効果、規模、効率性、経済性等を勘案したうえで、エネルギー種別ごとのバランスを考慮し選定を行います。
- ・国、他の自治体等の委託・補助等の支援を受けている事業は対象外とします。
- ・プレゼンテーションへの参加に要する費用は応募者の負担とします。
- ・プレゼンテーション審査の詳細については、応募者に改めて連絡します。

1 1 問い合わせ先・応募書類提出先

佐賀県農林水産商工本部新エネルギー課（担当者：溝上）

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

TEL : 0952-25-7380 / FAX : 0952-25-7369

E-mail: shin-ene@pref.saga.lg.jp